



発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

監査公表

定期監査

危機管理室、総務市民局、産業経済局、交通局、公営競技局、
市議会事務局、教育委員会及び農業委員会事務局

……（監査公表第 7 号）…… 1

財政援助団体等監査

財政援助団体

（協同組合北九州イベントスタッフ協会）
（平尾台野焼き委員会）
（一般財団法人北九州市教職員互助会）
（北九州市中学校体育連盟）

公の施設の指定管理者

（特定非営利活動法人 I - DO）
（北九州市折尾まちづくり推進チーム共同事業体）
（株式会社スピナ）
（COMPASS 共同事業体）
（ワールドミクニ共同事業体）
（株式会社図書館流通センター）
（株式会社日本施設協会）

……（監査公表第 8 号）…… 6

財政援助団体等監査

出資団体

（地方独立行政法人北九州市立病院機構）
（公益財団法人北九州産業学術推進機構）
（北九州貨物鉄道施設保有株式会社）
（公益財団法人北九州市学校給食協会）

……（監査公表第 9 号）…… 9

定期監査

都市整備局及び区役所（工事監査）

……（監査公表第 10 号）…… 20

監査の結果に基づく措置状況

上下水道局（工事監査）

……（監査公表第 1 1 号）…… 6 4

監査の結果に基づく措置状況

市長公室及び港湾空港局

……（監査公表第 1 2 号）…… 7 0

監査の結果に基づく措置状況

公立大学法人北九州市立大学

……（監査公表第 1 3 号）…… 7 4

北 九 州 市 監 査 委 員

北九州市監査公表第7号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中野正信
同	梅田久和
同	鷹木研一郎
同	大久保無我

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 中西 満信（令和8年6月30日辞任）、同 梅田 久和、同 鷹木 研一郎、同 大久保 無我により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、危機管理室（旧総務市民局安全・安心推進部所管分に限る。）、総務市民局、産業経済局、交通局、公営競技局、市議会事務局、教育委員会及び農業委員会事務局に係るものの令和6年度及び令和7年度（令和7年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

ただし、危機管理室、総務市民局のうち市民部（みんなの声課を除く。）及び地域・人づくり部に係るもの並びに交通局所管分の事業は令和5年4月から令和7年10月末日までとした。

2 監査委員の除斥

鷹木研一郎監査委員及び大久保無我監査委員は、市議会事務局における政務活動費の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、除斥とした。

3 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

4 監査の期間

令和 7 年 1 1 月 5 日から令和 8 年 5 月 2 1 日まで

5 監査の結果

(1) 総務市民局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(総務課)

令和 7 年度の本庁舎 1 5 階旧喫茶室等改装計画業務委託に係る契約事務において、予定価格を上回る金額で契約を締結していた。これは、指名競争入札手続において、入札金額（税抜）が入札書比較価格（税抜）を上回っていたにもかかわらず、誤って予定価格（税込）と照合し、落札者及び落札金額を決定していたものである。

地方自治法施行令では、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札ができると定められており、本来は 2 回目の入札を行うべきであった。

適正な事務処理をされたい。

(2) 産業経済局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 補助金等交付事務について

(サービス産業政策課)

サービス産業政策課（以下「所管課」という。）が行った商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金に係る交付事務において、補助事業者から提出を受けた補助金の積算根拠となる改修費の見積書の体裁が、同補助金の他の案件で補助事業者が施工関与した工事の際に使用しているものと同一と判断されるもので、疑念を生じかねな

いものであったにもかかわらず、真正性等の確認を十分行わずに補助金を交付していた。

実査後に所管課が確認したところ、同一であったことの事由の聞き取りを行う一方で、補助事業者は、所管課が行った説明を誤解釈したことにより、実績報告に際して、個々の業者に発注を行ったにもかかわらず、実際は取引を行っていない特定の１社（以下「Ａ社」という。）単独の名義による領収書の作成に関与し、Ａ社の押印の協力を得てこれを提出し、更にこれに記載された額は、実際に要した経費を超えるものであったことが判明した。

交付申請時及び実績報告時に、真正性等の確認が適正に行われていれば、補助事業者に対する指導や補助決定額の一部取消しといった措置も可能であったと思料される。

また、実績報告の確認に際しては、確認資料を「領収書等（写）」としているが、必要に応じて、実際の出金を確認できる通帳やネットバンキングの帳票、さらには補助事業者の会計帳簿を確認するとともに、今後は、提出を求める資料について改善を図るなどの措置を講じられたい。

（イ）補助金等交付事務について

（中小企業振興課）

中小企業振興課（以下「所管課」という。）は、市内中小企業者が事業承継に必要な経費（Ｍ＆Ａの仲介者へ支払う委託料等）の一部を助成するため、「事業承継・Ｍ＆Ａ促進化助成金交付要綱」、「同交付要領」に基づき、上限５０万円の「本助成金」を交付している。

所管課は、本助成金の交付事務において、取組状況報告書の提出時に必須である「事業譲渡契約書」写しが未提出であるにもかかわらず、事務処理を完了させていた。

実査時の指摘により、所管課は、申請者に「事業譲渡契約書」の提出を求め、提出されたその内容を確認したところ、当該契約の締結日は令和６年４月１７日であり、交付申請日（同年５月２０日）より前であったことが判明した。これは、本助成金の助成要件である「申請日以降に終了する事業であること（要綱第５条第３項第１号）」及び「委託契約締結前に申請すること（要領第４条）」に明確に反するものであり、本来助成金を交付できない事案であった。

本件の発生原因は、申請者側の制度理解不足に加え、所管課が取組状況報告の審査において、必須書類の突合確認を看過したことにある。特に、取組状況報告が3か月以上遅延して提出された際にも、内容の精査や書類の補正指導を行うことなく漫然と事務を進めたことは、審査体制の形骸化を示している。

また、本来助成対象とならないものに交付した結果、予算が早期に消化され、年度の途中で受付を終了したことは、地方自治法第2条第14項及び予算規則第13条に定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」という予算執行の原則に照らしても適切とは言えない。

所管課においては、本件の発生原因を組織的に共有し、単なる書類の有無の確認にとどまらず、要件との適合性を厳格に審査するチェック体制を再構築されたい。

(3) 危機管理室

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(4) 交通局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(5) 公営競技局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(6) 市議会事務局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(7) 教育委員会

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

(8) 農業委員会事務局

監査した限り、重要な点において、事務は適正に処理されていた。

6 監査委員意見

今回の監査において、前述の指摘以外にも委託契約事務や補助金の執行において、同様の事務処理の誤りが数多く見られた。組織内での逸脱の常態化

は、大きな損失の発生につながる恐れがあるため、以下のとおり意見を述べる。

(1) 委託契約事務について

委託契約事務において、市委託業務要綱及び業務委託契約事務の手引きでは、業務着手前には委託先から業務計画書を徴することが規定されている。

しかしながら、今回の監査対象部署の約2割に当たる部署において、委託契約書で定めた業務計画書の提出を受けていないものが確認された。

市においては、委託業務における予算の計画的・効率的な執行を図るため、適正な事務処理の徹底に取り組まれない。

(2) 補助金交付事務について

補助金交付事務において、今回の監査対象部署のうち補助金の執行を行っている部署の約4割に当たる部署で、交付申請時や交付決定後等に補助要綱等で規定されている書類の提出を受けていない、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等が不十分であるなどの不適切な事例が見受けられた。

補助金にあっては、公益上必要である場合に反対給付を受けることなく交付されるものであるという性質に鑑み、その目的に沿った予算執行の適正化を図る必要がある。

市においては、市補助金等交付規則に基づき、補助金等が法令及び予算の定めるところに従って公正かつ効率的に執行されるよう、適正な事務の徹底に取り組まれない。

北九州市監査公表第8号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中 野 正 信
同	梅 田 久 和
同	鷹 木 研一郎
同	大久保 無 我

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 中西 満信（令和8年6月30日辞任）、同 梅田 久和、同 鷹木 研一郎、同 大久保 無我により行った。

1 監査の対象

（1）財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている危機管理室、総務市民局、産業経済局、交通局、市議会事務局、教育委員会及び農業委員会事務局所管団体のうち、次の4団体を抽出し、令和6年度及び令和7年度（令和7年4月から同年10月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（単位：千円）

補助金等 交付団体名	補助金等の名称	6年度 交付額	7年度 交付額	所管課
協同組合 北九州イベン トスタッフ協会	北九州市紫川エリ アイベント補助金	10,000	10,000	産業経済局 サービス産業 政策課
	北九州市黒崎地区 活性化イベント補 助金	0	10,000	
平尾台野焼き 委員会	平尾台防火帯設置 事業費補助金	8,600	8,600	産業経済局 東部農政事務 所
一般財団法人 北九州市教職 員互助会	一般財団法人北九 州市教職員互助会 補助金	15,000	15,000	教育委員会 教職員課

北九州市中学校体育連盟	北九州市中学校体育連盟運営費補助金	5,139	4,400	教育委員会 生徒指導課
-------------	-------------------	-------	-------	----------------

※ 7 年度交付額は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている危機管理室、総務市民局、産業経済局及び教育委員会所管の指定管理者のうち、次の 7 団体を抽出し、令和 6 年度及び令和 7 年度（令和 7 年 4 月から同年 1 0 月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	所管課
特定非営利活動法人 I－D O	交通安全センター	危機管理室 安全・安心推進課
北九州市折尾まちづくり 推進チーム共同事業体	北九州市折尾まちづくり 記念館	総務市民局 地域振興課
株式会社スピナ	北九州市旧古河鉱業若松 ビル	総務市民局 市民活動推進課
COMPASS 共同事業 体	COMPASS 小倉	産業経済局 スタートアップ 推進課
ワールドミクニ共同事業 体	花農丘公園	産業経済局 総合農事センター
株式会社図書館流通セン ター	門司図書館（大里分館、 新門司分館含む）	教育委員会 中央図書館 運営企画課

株式会社日本施設協会	戸畑図書館	教育委員会 中央図書館 運営企画課
------------	-------	-------------------------

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和7年11月5日から令和8年5月21日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査した限り、重要な点において、出納その他の事務は適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査した限り、重要な点において、出納その他の事務は適正に処理されていた。

北九州市監査公表第9号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中 野 正 信
同	梅 田 久 和
同	鷹 木 研一郎
同	大久保 無 我

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 中西 満信（令和8年6月30日辞任）、同 梅田 久和、同 鷹木 研一郎、同 大久保 無我により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の4団体を抽出し、令和6年度及び令和7年度（令和7年4月から同年10月末日まで）の当該団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

- （1）地方独立行政法人北九州市立病院機構
- （2）公益財団法人北九州産業学術推進機構
- （3）北九州貨物鉄道施設保有株式会社
- （4）公益財団法人北九州市学校給食協会

2 監査委員の除斥

梅田久和監査委員は、公益財団法人北九州産業学術推進機構の会計顧問を務めているため、当該法人の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

3 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

4 監査の期間

令和 7 年 1 1 月 5 日から令和 8 年 5 月 2 1 日まで

5 事業の概要及び監査の結果

(1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構

ア 事業の概要

(ア) 目的

地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）は、地方独立行政法人法に基づき、地域の医療機関との役割分担と連携の下、北九州市の医療施策として求められる医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的として、平成 3 1 年 4 月 1 日に設立された法人である。

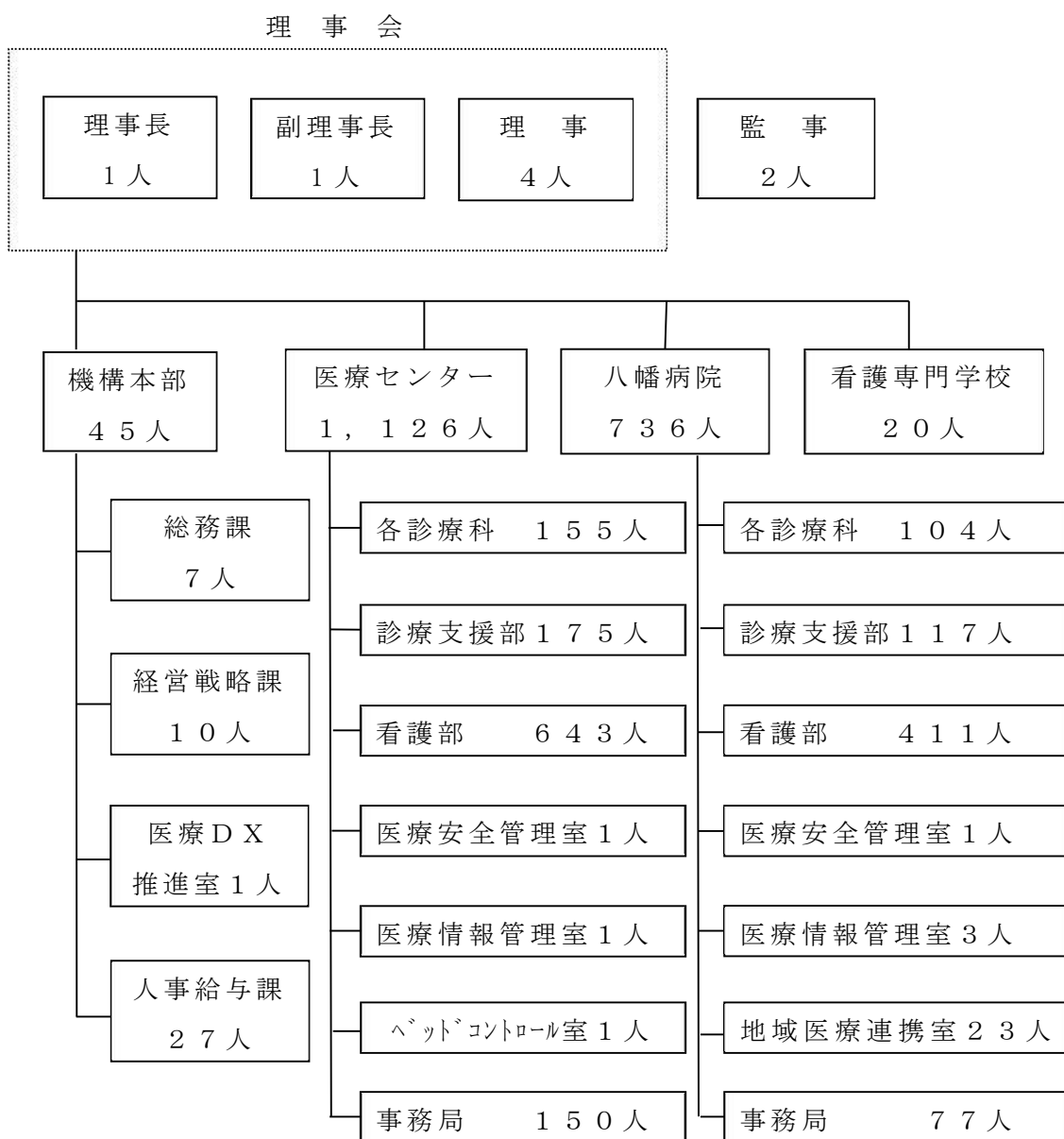
(イ) 現況

市立病院は、昭和 3 8 年の五市合併により、旧市時代からあった 5 つの総合病院と、旧五市共立の 2 つの結核療養所の 7 病院が北九州市に引き継がれて発足した。以後、約 5 0 年にわたり病院等の再編を図った上、平成 3 1 年 4 月 1 日に地方独立行政法人へ移行した。現在、病院機構は医療センター、八幡病院、看護専門学校、機構本部で構成され、感染症医療、周産期医療、小児救急を含む救急医療、災害時における医療といった政策医療のほか市内における看護人材の育成を担っている。

(ウ) 組織

病院機構の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和7年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、病院機構の設立に当たり、資本金15億9,421万円を全額出資している。また運営費として、令和6年度に29億2,983万円の運営費負担金を支出している。

イ 監査の結果

監査した限り、重要な点において、出納その他の事務は適正に処理さ

れていた。

病院機構の令和6年度の収支状況を見ると、コロナ禍に起因する受診控えによる収益の減少や、人件費や物価の高騰に伴う費用の増加などにより、経常損失は33億4,423万円、当期純損失は33億5,560万円となった。

病院機構は、市が定めた業務運営に関する中期目標の実現に向けて、第2期中期計画（令和6年度～10年度）を策定し、地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な病院運営等に留意するとしている。

病院経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増しているが、今後も市民に必要な医療を安定的・継続的に提供するために、病床稼働率の向上や経費削減などの収支改善に取り組み、経営基盤の充実・強化に努められたい。

(2) 公益財団法人北九州産業学術推進機構

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州産業学術推進機構（以下「推進機構」という。）は、平成13年3月1日に設立され、平成30年4月1日に公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センターを合併し、北九州地域（市及びその周辺地域）における産学官連携や情報通信技術の利活用による研究開発及び学術研究の推進等により、産業技術の高度化及び活力ある地域企業群の創出・育成に寄与することを目的としている。

なお、推進機構は、平成24年4月1日に公益財団法人に移行した。

(イ) 現況

推進機構は、前記の事業目的を達成するため、平成13年4月に地域の産業を支える知的基盤として開設された北九州学術研究都市を中心に、大学・研究機関と産業界の連携推進や、中小企業・ベンチャー企業への総合的な支援を行っている。

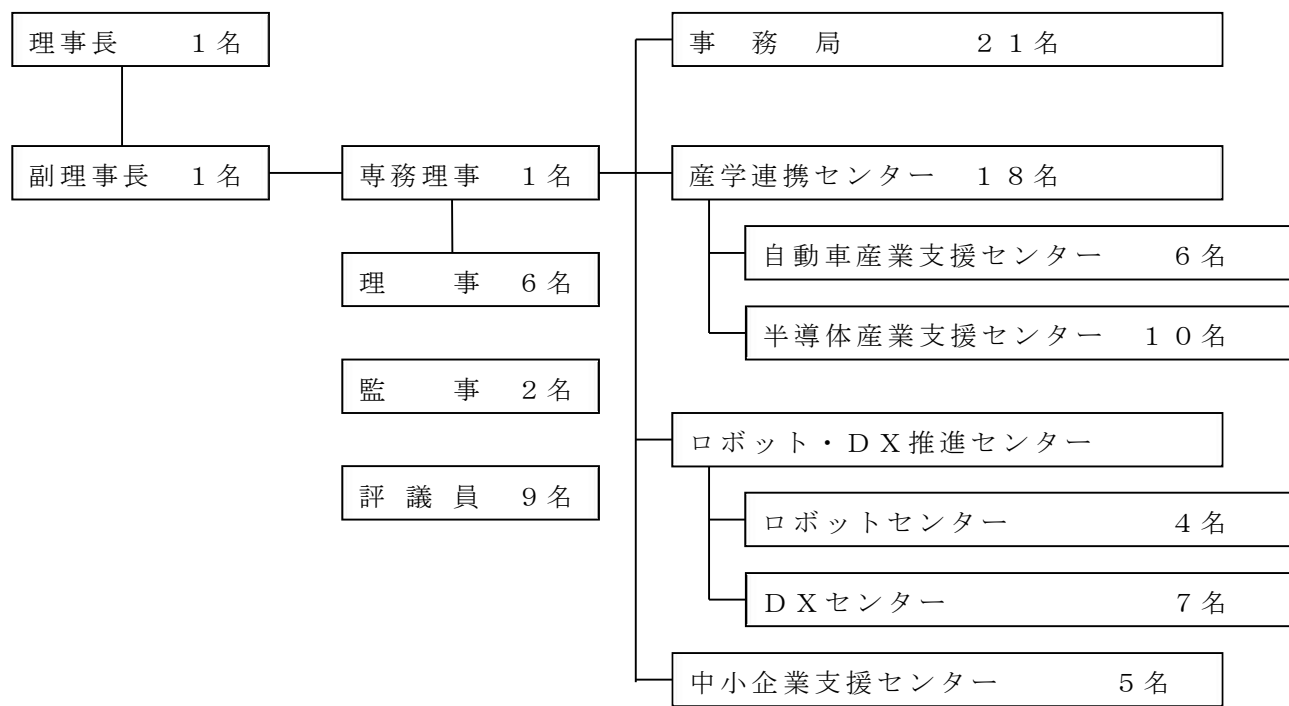
令和6年度は、デジタル技術を活用した新たな地域経済づくりの推進に向けた地域企業等による自律的な活動を支援するため、新たに「地域DX共創事業」を立ち上げ、地域内でのデジタル化・DX推進の機運向上を推進した。

また、市において北九州学術研究都市をバージョンアップする新たな戦略『G-CITY戦略』が策定され、推進機構は、ビジョンの実現に向けて貢献していくこととしている。

(ウ) 組織

推進機構の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和7年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、基本財産2億8,550万円のうち2億円(70.1%)を出捐しているほか、推進機構の事業に対する補助金を支出するとともに、北九州学術研究都市等の管理運営について推進機構を指定管理者としている。

市は、令和6年度に補助金5億5,167万円、委託料等8億8,302万円を支出している。また、令和7年度10月末までに補助金2億8,951万円、委託料等4億5,193万円を支出している。

イ 監査の結果

監査した限り、重要な点において、出納その他の事務は適正に処理されていた。

推進機構の令和6年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は19億5,505万円となっており、前年度と比べて7,924万円減少した。

経常費用の合計額は、１９億９，２８４万円となっており、前年度と比べて８５８万円減少した。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、１８億５，１１５万円となっており、前年度と比べて５，８７３万円減少した。

推進機構は、自立できる産業づくりに向けて、北九州学術研究都市の一体的運営や、産学官連携による研究開発から事業化への支援に加え、ロボットやＩｏＴの活用等による地域企業の生産性向上、ＤＸ推進事業による地域企業へのデジタル化支援、産業技術の高度化、地域企業の創出・育成等に取り組んでいる。

今後とも、北九州地域の総合的な産業支援機関として、本市の産業振興、発展に寄与することを期待する。

(3) 北九州貨物鉄道施設保有株式会社

ア 事業の概要

(ア) 目的

北九州貨物鉄道施設保有株式会社（以下「会社」という。）は、本市が提唱する21世紀における「物流拠点都市構想」の整備事業の一環として、日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」という。）の旧門司操車場を、鉄道貨物の輸送力の増強と非効率な輸送体系の解消を図るとともに、海上コンテナを含めたコンテナ貨物の取扱いが可能な拠点駅となる北九州貨物ターミナル駅として整備することを目的として、平成11年4月26日に設立されたものである。

(イ) 現況

会社は、前記の事業目的を達成するため、鉄道施設の新設・改良工事等、拠点整備のための事業を実施し、北九州貨物ターミナル駅を平成14年3月に暫定開業、同年11月に全面開業した。

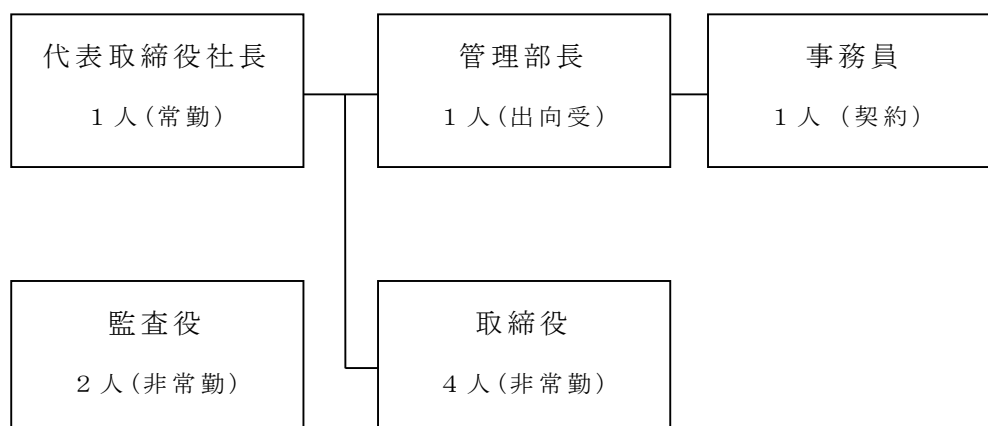
また、平成19年度からは、北九州貨物ターミナル駅の機能向上のため、福岡貨物ターミナル駅までの鉄道貨物輸送力増強事業に取り組み、平成23年3月に設備の拡張が完了した。

会社は、所有する鉄道施設等をJR貨物に賃貸し、施設の維持管理及び借入金の返済を行っており、令和6年度は、1億4,100万円を返済した。

(ウ) 組織

会社の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和7年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、資本金 4 億円のうち 1 億 9, 6 0 0 万円 (4 9. 0 %) を出資している。

なお、平成 1 5 年度から令和 7 年 1 0 月末まで、補助金及び委託料は支出されてない。

イ 監査の結果

監査した限り、重要な点において、出納その他の事務は適正に処理されていた。

会社の令和 6 年度 (第 2 6 期) の経営状況を見ると、経常利益は前年度と比べて 1 1 7 万円増加の 6 3 6 万円、純利益は 4 6 万円減少の 2 1 3 万円となった。

会社では、保有する鉄道施設の適正な維持管理を行い、長期借入金についても着実に返済して、令和 6 年度末における残高は 1 3 億 6, 6 2 5 万円となっている。

今後とも、北九州地区の鉄道貨物輸送を支える北九州貨物ターミナル駅の維持管理に努めるとともに、環境特性に優れ、労働生産性の高いモーダルシフトの推進や海上貨物輸送と連携した本市のさらなる物流拠点化に寄与することを期待する。

(4) 公益財団法人北九州市学校給食協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州市学校給食協会（以下「給食協会」という。）は、市立学校の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑を図ることを目的として、昭和50年4月1日に設立された法人である。公益財団法人へは平成25年4月1日に移行した。

(イ) 現況

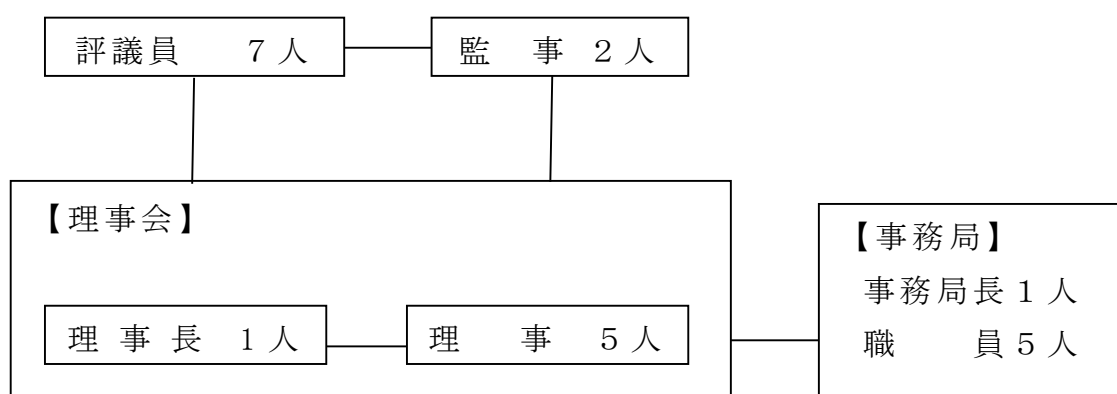
給食協会は、前記の事業目的を達成するため、市立の小学校・中学校・特別支援学校の学校給食に要する物資の調達・配給・物資代金の徴収支払に関する事業、学校給食実施上必要な調査・研究に関する事業及び学校給食の普及奨励に関する事業を実施している。

具体的には、学校給食用物資の安全で安定的な確保のために、物資納入業者の審査・選定・登録や衛生管理指導、市が作成する献立に基づく適正品の選定、共同購入、検査・検収等を行うとともに、児童に対して食についての意識を育むため市内産青果物の収穫体験や給食交流会などを実施している。

(ウ) 組織

給食協会の組織及び職員数は、次のとおりである。

（令和7年10月31日現在）



(エ) 市との関係

市は、給食協会の設立に当たり、基本財産500万円を全額出捐するとともに、事業運営費及び食材価格高騰対応の補助として、令和6年度は5億8,566万円、令和7年度は10月末までに8億

5, 843万円を支出している。

なお、令和4年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰が子育て世帯の家計を圧迫していることから、給食費を値上げせずに前年と同様の給食水準を維持することとし、食材価格高騰による物資代金不足分としての補助金が新たに加えられた。

イ 監査の結果

監査した限り、重要な点において、出納その他の事務は適正に処理されていた。

給食協会の令和6年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は、40億8,206万円となっており、食材価格高騰に伴う市からの補助金が増加したことなどから、前年度と比べて6,837万円増加した。

経常費用の合計額は、40億9,454万円となっており、給食材料費が増加したことなどから、前年度と比べて8,053万円増加した。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、1,545万円となっており、前年度と比べて1,606万円減少した。

給食協会の経常収益の8割以上は給食費受入収益で占められていることから、安定的な運営を行うためには、給食費受入収益の範囲内で計画的に予算執行を行っていくことが求められる。

今後とも、市、学校等と緊密に連携し、安全で安定的な学校給食事業の更なる充実発展に寄与することを期待する。

北九州市監査公表第10号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中野正信
同	梅田久和
同	鷹木研一郎
同	大久保無我

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 中西 満信（令和8年6月30日辞任）、同 梅田 久和、同 鷹木 研一郎、同 大久保 無我により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、都市整備局及び区役所において施工する工事（工事に係る委託並びに除草、浚渫及び昇降機の保守点検等に係る業務委託を含む。以下同じ。）で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに完了した工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2のとおり工事を抽出し、それぞれ事務手続、設計・積算及び施工管理について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の審査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

表 1 工事の抽出（都市整備局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	615	23,466,086	139	12,817,400	別表 1 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	373	336,989	49	75,486	別表 2 参照

表 2 工事の抽出（区役所）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	442	3,839,465	107	1,458,686	別表 3 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	3,386	4,735,749	154	284,805	別表 4 参照

3 主な着眼点

市が執行する工事について、下記の各段階における技術面等に関して、適正性、正確性の観点を中心とし、経済性、効率性、有効性及び安全性の観点からも監査を実施した。

(1) 事務手続

- ア 契約事務など工事執行に係る諸手続は適正に行われているか。
- イ 諸官庁への届出等は適正に行われているか。
- ウ 発注形態は適正か、不必要な分割発注など行われていないか。
- エ 内部統制は整備されているか。また、有効に機能しているか。

(2) 設計・積算

- ア 法令、通達及び設計指針に準拠した設計・積算となっているか。
- イ 設計時に構造物の安全確認、経済性の比較検討などは行われているか。

(3) 施工管理

- ア 施工計画に基づき、工程管理、品質管理などは適正に行われているか。
- イ 現場の安全管理は適正に行われているか。
- ウ 環境に配慮した施工がなされているか。

4 監査の期間

令和7年10月17日から令和8年5月21日まで

5 監査の結果

(1) 都市整備局

監査した限り、重要な点において、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表1 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア 工事費の積算（土砂等運搬）について

（河川公園部河川整備課）

[21] 笹尾川護岸工事（5－1）

（折尾総合整備事務所整備課）

[33] 折尾連立関連（北鷹見町）新々堀川移設工事（5－1）

（西部整備事務所工務第二課）

[135] 宿ノ内川護岸工事（5－1）

これらの工事は、八幡西区の笹尾川、新々堀川、宿ノ内川で、河川護岸及び移設工事として実施されたものである。いずれの工事においても、大型土のうに使用されていた土砂の運搬等が行われていた。

市土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）では、土砂の運搬を行う際は、地山土量に換算した土量で計上することになっている。また、大型土のう1袋は、ほぐした土量1立方メートルで製作されることが標準とされている。

これらの工事ではいずれも、運搬する大型土のうの土砂について、地山土量に換算せず、ほぐした土量のまま運搬費等が計上されていたため、設計上の土量が過大となり、不適切な積算であった。

工事費の積算にあたっては、積算基準に基づき適正に行われたい。

イ 工事の変更について

（住宅部住宅整備課）

[37]（仮称）ふれあいむら高坊団地市営住宅建設工事

本工事は、小倉北区高坊一丁目の市営高坊団地内に高齢者向け市営住宅を新築するものである。

本市では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする環境整備の一環として、建設現場に設置する仮設トイレを快適に使用できる仕様とした「快適トイレ」の導入を推進している。

この快適トイレの仕様や実施方法等を定めた「建設現場における「快適トイレ」設置試行要領（以下「要領」という。）」には、受注者が快適トイレを設置した場合、その費用を変更設計に計上すると記載されている。

しかしながら、本工事においては、快適トイレが設置され、受注者の届出に基づき、工事監督課が要領の基準適合を確認していたにもかかわらず、その費用が変更設計書に計上されていなかった。

工事の変更にあたっては、実際の工事内容を確実に確認し、適正な設計変更を行われたい。

ウ 施工管理について

（建築部施設保全課）

〔５８〕城山霊園納骨堂補修工事

本工事は、門司区大字大里の納骨堂における防水・外壁の改修、内部壁塗装等を行うものである。

受注者は、建設副産物の運搬に際し、道路運送車両法で定める最大積載量を遵守するとともに、市過積載防止対策実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、過積載の防止に取り組む必要がある。この要綱では、過積載があれば、監督員は積載量の徹底管理と再発防止を書面で指示すると規定し、受注者には始末書と書面による再発防止対策の報告を義務付けている。

本工事の建設副産物の運搬において、過積載による運搬が行われていたにもかかわらず、工事関係書類の確認が十分でなく、過積載が行われていた事実を把握していなかった。そのため、監督員の指導が行われず、また、受注者からの報告も行われていなかった。

今後は、工事関係書類を適切に確認し、再発防止に向け、受注者への指導に努められたい。

エ 工事費の積算について

（建築部施設保全課）

〔６９〕消防局庁舎外壁及び屋上防水改修工事

本工事は、小倉北区大手町の消防局庁舎における外壁及び屋上防水の修を行うものである。

本市では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする環境整備の一環として、建設現場に設置する仮設トイレを快適に使用できる仕様とした「快適トイレ」の導入を推進している。

この快適トイレの仕様や実施方法等を定めた「建設現場における「快適トイレ」設置試行要領（以下「要領」という。）」には、受注者が快適トイレを設置した場合、要領で定められた額を変更設計に計上すると記載されている。

本工事においては、快適トイレが設置され、その費用が変更設計書に計上されていたが、1基当たりの月額を誤って過小に計上したため、不適切な積算となっていた。

工事費の積算にあたっては、要領を遵守し、適正に行われたい。

オ 工事の変更について

（設備部電気設備課）

〔107〕小森江小学校統合大規模改修電気工事

本工事は、小森江小学校統合に伴い、旧小森江東小学校校舎の電気設備を改修したものである。

照明設備の取替に係る積算において、設計変更の際に照明器具台数を変更する必要があったが、一部台数を変更しないまま設計変更を行ったため、設計変更後の台数と実際の台数が一致しておらず、不適切な変更契約となっていた。

工事の変更にあたっては、実際の工事内容を確実に確認し、適正な設計変更を行われたい。

（2）区役所

監査した限り、重要な点において、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

※〔 〕内の数字は、「別表3 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア 工事費の積算（共通仮設費の対象額）について

（門司区役所まちづくり整備課）

〔10〕高田公園整備工事

本工事は、門司区大里原町において公園の整備を行ったものである。

市土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）では、共通仮設費の積算において、工事のために設計製作された大型遊具の費用は、共通仮設費の率計算の対象外とされ、一方、設計製作品ではないカタログ品は率計算の対象となる。

本工事においては、カタログ品の遊具を設置したにもかかわらず、その費用を共通仮設費の率計算の対象外としており、不適切な積算となっていた。

共通仮設費の積算にあたっては、積算基準に基づき適正に行われたい。

イ 業務委託の変更について

（小倉北区役所まちづくり整備課）

〔２０〕国道１９９号他除草清掃業務委託

本業務は、小倉北区西港町周辺の国道１９９号沿いなどで実施された除草清掃業務である。

草刈清掃業務で発生した刈草の積込運搬費用は、業務箇所から処分を行う搬出先までの運搬距離に応じて積算される。

本業務委託においては、刈草の搬出先を特記仕様書で新門司工場に指定し、その費用を計上していた。しかしながら、実際は業務箇所に近い日明工場へ刈草を搬出していたにもかかわらず、遠方の新門司工場へ搬出する費用のままで業務を完了させており、必要となる業務委託費の変更を行っていなかった。また、特記仕様書での指定と異なる搬出先に刈草を搬出することについて、必要な指示票が作成されていなかった。

特記仕様書の指定を変更するような重要な変更については、市として文書で指示するとともに、業務委託の完了にあたっては、実際の業務内容を確実に確認し、適正な設計変更を行われたい。

別表 1 本工事抽出一覧表（都市整備局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	道路部 道路維持課	戸畑駅周辺階段設計業務委託 〈戸畑区汐井町〉	階段実施設計	指名	14,208	R5.12.28 R6.10.30
2	道路部 長寿命化対策課	北九州モノレール鋼上部工耐震補強工事（6－1） 〈小倉南区徳力二丁目ほか〉	落橋防止装置設置 他	指名	88,411	R6. 6. 6 R7. 3.21
3	道路部 長寿命化対策課	北九州モノレールPC桁補修工事（5－7） 〈小倉南区守恒本町一丁目ほか〉	ひび割れ注入工 他	指名	109,286	R6. 6.20 R7. 3.29
4	道路部 長寿命化対策課	北九州モノレールRC支柱補強工事（6－3） 〈小倉南区北方四丁目ほか〉	支柱補強工 他	一般	92,949	R6. 6.27 R7. 1.10
5	道路部 道路建設課	9号線（高野工区）函渠築造工事（5－1） 〈小倉南区高野一丁目ほか〉	土工 カルバート工 他	一般	172,966	R5. 8. 3 R6.10.15
6	道路部 道路建設課	恒見朽網線（曾根新田工区）舗装新設工事（5－7） 〈小倉南区中曾根五丁目ほか〉	土工 舗装工 他	指名	92,626	R5.10.19 R6. 5.24
7	道路部 道路建設課	一般国道211号（第2工区）道路改築工事（5－1） 〈八幡西区小嶺二丁目〉	排水工 取付護岸工 他	一般	94,298	R5.10.19 R7. 1.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	道路部 道路建設課	恒見朽網線（曾根新田工区） 区画線他設置（5－9） 〈小倉南区大字曾根新田ほか〉	防護柵工 区画線工 他	一般	67,682	R5.11.30 R6.6.28
9	道路部 道路建設課	楠橋楠北1号線伸縮装置設置工事（6－1） 〈八幡西区大字楠橋〉	伸縮装置設置工 橋面舗装工 他	一般	64,614	R6.5.30 R6.10.31
10	道路部 道路建設課	9号線（高野工区）道路改築工事（6－1） 〈小倉南区長尾一丁目〉	地盤改良工 舗装工 他	一般	38,804	R6.6.6 R7.2.28
11	道路部 街路課	曾根苅田線舗装工事（5－1） 〈小倉南区下曾根三丁目ほか〉	排水工 舗装工 他	指名	76,133	R5.6.15 R6.6.28
12	道路部 街路課	12号線（浅川工区）道路改築工事（5－4） 〈八幡西区浅川台二丁目ほか〉	排水工 舗装工 他	一般	57,752	R5.9.21 R6.5.31
13	道路部 街路課	汐井町牧山海岸線交通安全施設設置工事（5－5） 〈戸畑区牧山新町ほか〉	大型標識設置工 他	指名	48,199	R5.10.5 R6.7.31
14	道路部 街路課	大門木町線（大手町第2工区）電線類地中化詳細設計業務委託（5－3） 〈小倉北区大手町〉	電線類地中化設計	随契	11,000	R5.10.12 R6.12.20

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
15	道路部 街路課	汐井町牧山海岸線舗装新設 工事（５－４） 〈戸畑区牧山海岸〉	排水工 舗装工 他	指名	139,330	R5. 10. 19 R6. 10. 31
16	道路部 街路課	戸畑枝光線（牧山枝光間） 地盤改良工事（５－１５） 〈戸畑区牧山海岸〉	地盤改良 工 他	一般	211,708	R6. 4. 11 R6. 10. 31
17	道路部 街路課	戸畑枝光線（牧山枝光間） 舗装新設工事（６－２） 〈戸畑区牧山海岸〉	舗装工 他	指名	44,824	R6. 8. 8 R6. 12. 20
18	道路部 街路課	１２号線（浅川工区）舗装 新設工事（６－６） 〈八幡西区浅川台三丁目ほか〉	舗装工 区画線工 他	指名	63,996	R6. 9. 26 R7. 3. 31
19	道路部 街路課	戸畑枝光線（戸畑牧山間） 仮設歩道設置工事（６－２） 〈戸畑区明治町ほか〉	舗装工 防護柵工 他	指名	8,600	R6. 11. 21 R7. 3. 14
20	河川公園部 河川整備課	金山川調節池排水ポンプ電気設備 新設工事 〈八幡西区小嶺一丁目地内〉	排水ポンプ 電気設備 新設	一般	83,144	R5. 7. 13 R6. 10. 30
21	河川公園部 河川整備課	笹尾川護岸工事（５－１） 〈八幡西区大字笹田〉	護岸工	一般	51,652	R5. 7. 20 R6. 6. 30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事 概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
22	河川公園部 河川整備課	相割川（舟木橋）橋梁下部 工工事（５－１） 〈門司区吉志二丁目ほか〉	場所打ち 杭工 他	一般	49,690	R5. 8. 3 R6. 4. 19
23	河川公園部 河川整備課	江川（住宅区間）護岸工事 （５－３） 〈若松区大字払川〉	護岸工 防護柵工	一般	118,576	R5. 8. 3 R6. 5. 31
24	河川公園部 河川整備課	神嶽川（恵比須橋）橋梁上部 工工事（５－１） 〈小倉北区馬借一丁目ほか 〉	橋梁上部 工製作工 橋面工 他	一般	144,800	R6. 1. 25 R7. 3. 31
25	河川公園部 河川整備課	金剛川管理道整備工事（６ －１） 〈八幡西区金剛二丁目ほか 〉	舗装工 防護柵工	一般	67,500	R6. 6. 6 R7. 2. 28
26	河川公園部 河川整備課	板櫃川河道掘削工事（６－ １） 〈小倉北区日明一丁目ほか 〉	河道掘削 工	一般	138,141	R6. 9. 12 R7. 3. 14
27	河川公園部 河川整備課	紫川（MM区間）護岸設計 業務委託（６－３） 〈小倉北区木町一丁目ほか 〉	護岸設計	指名	3,850	R6. 10. 17 R7. 3. 31
28	河川公園部 神嶽川旦過 地区整備室	旦過地区地質調査業務委託 〈小倉北区魚町四丁目〉	地質調査	指名	4,331	R6. 6. 13 R6. 9. 13

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
29	河川公園部 みどり公園課	大里公園駐車場他整備工事 〈門司区不老町一丁目〉	造成工 排水工 他	一般	83,502	R5. 10. 12 R6. 5. 31
30	河川公園部 みどり公園課	帆柱公園山頂広場整備工事 〈八幡東区大字尾倉ほか〉	擁壁工 園路広場 整備工 他	一般	96,874	R6. 7. 18 R7. 3. 15
31	河川公園部 みどり公園課	東田大通り公園（Cゾーン）整備工事 〈八幡東区東田二丁目〉	造成工 園路広場 整備工 他	一般	95,906	R6. 9. 5 R7. 3. 31
32	折尾総合整備事務所 事業調整課	折尾連立関連（大膳二丁目）防護柵設置工事（５－１） 〈八幡西区大膳二丁目〉	防護柵工 他	指名	14,664	R5. 12. 1 R6. 7. 19
33	折尾総合整備事務所 整備課	折尾連立関連（北鷹見町）新々堀川移設工事（５－１） 〈八幡西区北鷹見町ほか〉	水路築造工 他	一般	436,197	R5. 6. 29 R6. 8. 30
34	折尾総合整備事務所 整備課	東筑堀川町線（区画整理）東筑橋拡幅工事（５－１） 〈八幡西区堀川町ほか〉	床版工 橋面工 他	一般	54,425	R5. 8. 31 R6. 7. 31
35	折尾総合整備事務所 整備課	折尾地区（区画整理）補強土工事（５－１） 〈八幡西区東筑一丁目ほか〉	補強土壁工 排水工 他	指名	123,897	R6. 4. 11 R7. 3. 14

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
36	住宅部 住宅整備課	春の町団地第1工区市営住宅建設工事 〈八幡東区春の町五丁目6番〉	新築工事	一般	918,475	R4.12.15 R7.2.28
37	住宅部 住宅整備課	(仮称)ふれあいむら高坊団地市営住宅建設工事 〈小倉北区高坊一丁目7番〉	新築工事	一般	434,243	R5.11.22 R7.3.11
38	住宅部 住宅整備課	春の町団地第1工区市営住宅襖工事 〈八幡東区春の町五丁目6番〉	新築に伴う襖工事	指名	8,757	R6.3.19 R7.2.28
39	住宅部 住宅整備課	春の町団地第1工区市営住宅建具工事 〈八幡東区春の町五丁目6番〉	新築に伴う建具工事	指名	20,405	R6.3.19 R7.2.28
40	住宅部 住宅整備課	ときわ台団地1号棟市営住宅外壁等改修工事 〈小倉北区朝日ヶ丘2番1号〉	外壁等改修工事	一般	131,524	R6.3.21 R6.11.22
41	住宅部 住宅整備課	南丘団地4号棟及び9号棟市営住宅外壁等改修工事 〈小倉北区南丘二丁目15番4号ほか〉	外壁等改修工事	一般	229,416	R6.3.21 R6.11.26
42	住宅部 住宅整備課	勝山北団地5号棟市営住宅外壁等改修工事 〈八幡東区勝山一丁目11番5号〉	外壁等改修工事	一般	116,168	R6.3.21 R6.11.26

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事 概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
43	住宅部 住宅整備課	春の町団地第1工区市営住宅 畳工事 〈八幡東区春の町五丁目6番〉	新築に伴う畳工事	指名	7,038	R6.12.25 R7. 2.28
44	建築部 建築課	ボートレース若松外向発売所 新築工事 〈若松区南二島一丁目1番〉	新築工事	一般	851,439	R5. 3.23 R6. 7.31
45	建築部 建築課	折尾駅東自転車駐車場新築工事 (5-1) (第2期) 〈八幡西区中須二丁目443番地2ほか〉	新築工事	一般	72,827	R5.12.21 R6.10.18
46	建築部 建築課	小森江小学校統合大規模改修工事 (第1工区) 〈門司区二夕松町2番1号〉	大規模改修工事	一般	351,107	R6. 2.29 R7. 3.21
47	建築部 建築課	小森江小学校統合大規模改修工事 (第2工区) 〈門司区二夕松町2番1号〉	大規模改修工事	一般	363,967	R6. 3.21 R7. 3.21
48	建築部 建築課	江川小学校大規模改修工事 (第3期) 〈若松区大字乙丸5番地〉	大規模改修工事	一般	186,955	R6. 6. 6 R6.12.13
49	建築部 建築課	横代中学校大規模改修工事 (第2期) 〈小倉南区横代北町三丁目5番1号〉	大規模改修工事	一般	415,015	R6. 6. 6 R7. 2.28

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
50	建築部 建築課	本庁舎煙道E P S 化改修工事 〈小倉北区城内1番1号〉	配管区画 改修工事	一般	71,305	R6. 7. 4 R7. 1. 15
51	建築部 建築課	小倉北消防団第7分団本部 移転新築工事 〈小倉北区下到津三丁目 1 1 2 9 番 3 ほか〉	新築工事	指名	48,221	R6. 8. 1 R7. 3. 14
52	建築部 建築課	旦過地区建物（ステップ1 ー2）解体工事 〈小倉北区魚町四丁目〉	解体工事	指名	62,785	R6. 9. 5 R7. 1. 31
53	建築部 建築課	小森江小学校木製建具工事 〈門司区二夕松町2番1号 〉	大規模改 修に伴う 建具工事	指名	5,024	R6. 9. 11 R7. 2. 28
54	建築部 建築課	サテライト若松解体工事 〈若松区赤岩町13番1号 〉	解体工事	指名	7,028	R6. 11. 28 R7. 3. 21
55	建築部 建築課	（仮称）小森江放課後児童 クラブ改修工事 〈門司区二夕松町2番1号 〉	内部改修 工事	指名	19,403	R6. 12. 5 R7. 3. 14
56	建築部 施設保全課	皿倉山ケーブルカー山上駅 外壁等改修及び耐震補強工 事 〈八幡東区大字大蔵 2 6 6 4 番地 1〉	外壁等改 修工事 他	一般	95,164	R5. 11. 9 R7. 3. 31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
57	建築部 施設保全課	井手浦浄水場本館他外壁等 改修工事 〈小倉南区大字井手浦 4 1 8 番地〉	外壁等改 修工事	指名	58,511	R5. 12. 28 R6. 7. 25
58	建築部 施設保全課	城山霊園納骨堂補修工事 〈門司区大字大里 5 9 3 3 番地の 2〉	外壁等補 修工事	指名	23,867	R6. 2. 15 R6. 7. 31
59	建築部 施設保全課	総合農事センター機械棟及 び牛舎長寿命化改修工事 〈小倉南区横代東町一丁目 6 番 1 号〉	外壁等改 修工事	指名	30,063	R6. 2. 29 R6. 10. 15
60	建築部 施設保全課	小倉北消防団第 8 分団本部 屋根及び外壁改修工事実施 設計委託 〈小倉北区篠崎三丁目 1 2 番 5 号〉	実施設計	指名	1,509	R6. 3. 21 R6. 7. 1
61	建築部 施設保全課	日明浄化センターブロー ー棟他耐震補強工事実施設計 〈小倉北区西港町 9 6 番地 の 3〉	実施設計	指名	5,540	R6. 6. 6 R7. 1. 31
62	建築部 施設保全課	若松体育館外壁及び屋根等 改修工事 〈若松区古前一丁目 1 番 1 号〉	外壁等改 修工事	一般	169,486	R6. 6. 13 R7. 3. 25
63	建築部 施設保全課	木屋瀬中学校外壁及び屋上 防水改修工事 (R 6) 〈八幡西区大字野面 1 9 4 2 番地の 5〉	外壁等改 修工事	一般	109,834	R6. 6. 13 R7. 1. 15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
64	建築部 施設保全課	松ヶ江北市民センター外壁等及びZEB化改修工事 〈門司区大字畑903番地〉	省エネ・創エネ化改修工事	一般	41,620	R6. 6.20 R7. 2.15
65	建築部 施設保全課	旧百三十銀行ギャラリー外壁等改修工事 〈八幡東区西本町一丁目20番2号〉	外壁等改修工事	指名	38,039	R6. 7. 4 R7. 2.28
66	建築部 施設保全課	槻田小学校外壁及び屋上防水改修工事 〈八幡東区松尾町9番1号〉	外壁等改修工事	一般	145,763	R6. 7. 4 R7. 2.28
67	建築部 施設保全課	大手町ビル外壁補修工事 〈小倉北区大手町11番4号〉	外壁改修工事	一般	206,230	R6. 8. 1 R7. 3.17
68	建築部 施設保全課	皿倉小学校屋上防水改修工事(R6) 〈八幡東区尾倉一丁目15番1号〉	屋上防水改修工事	指名	23,409	R6. 8. 1 R6.12. 5
69	建築部 施設保全課	消防局庁舎外壁及び屋上防水改修工事 〈小倉北区大手町3番9号〉	外壁等改修工事	一般	100,972	R6. 8. 8 R7. 2.14
70	建築部 施設保全課	高塔山公園展望台外壁及び屋上防水改修工事 〈若松区大字修多羅〉	外壁等改修工事	指名	43,416	R6. 9.19 R7. 3.10

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
71	建築部 施設保全課	八幡東体育館東面外壁改修工事 〈八幡東区中央三丁目9番6号〉	外壁改修工事	指名	13,575	R6.10.10 R7. 3.24
72	建築部 施設保全課	市営勝山公園地下駐車場レイアウト変更工事 〈小倉北区内1番〉	配置変更工事	指名	34,062	R6.10.31 R7. 3.21
73	建築部 施設保全課	鞘ヶ谷競技場スタンド擁壁改修工事 〈戸畑区西鞘ヶ谷町20番〉	観覧場擁壁改修工事	指名	13,212	R6.10.31 R7. 2.28
74	設備部 機械設備課	春の町団地第1工区市営住宅機械工事 〈八幡東区春の町五丁目6番〉	新築機械工事	一般	111,285	R4.12.28 R7. 2.28
75	設備部 機械設備課	春の町団地第1工区市営住宅昇降機設置工事 〈八幡東区春の町五丁目6番〉	新築昇降機設置工事	指名	15,400	R4.12.28 R7. 2.28
76	設備部 機械設備課	ボートレース若松外向発売所新築機械工事 〈若松区南二島一丁目1番〉	新築機械工事	一般	184,067	R5. 3.23 R6. 7.31
77	設備部 機械設備課	折尾保育所移転建替機械工事 〈八幡西区堀川町802番6ほか〉	新築機械工事	一般	26,738	R5. 7.13 R6. 6.28

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
78	設備部 機械設備課	折尾保育所移転建替空調工事 〈八幡西区堀川町〉	新築空調工事	一般	28,371	R5. 7.13 R6. 6.28
79	設備部 機械設備課	若松体育館空調設備設置工事 〈若松区古前一丁目1番1号〉	空調設備設置工事	一般	72,950	R5. 9.21 R6. 4.19
80	設備部 機械設備課	(仮称) ふれあいむら高坊団地市営住宅機械工事 〈小倉北区高坊一丁目7番〉	新築機械工事	一般	57,618	R5. 11.22 R7. 3.18
81	設備部 機械設備課	北九州市環境ミュージアム中央監視装置更新工事 〈八幡東区東田二丁目2番6号〉	中央監視制御装置更新工事	随意	20,658	R6. 1.25 R6. 7.31
82	設備部 機械設備課	小森江小学校統合大規模改修機械工事 〈門司区二夕松町2番1号〉	大規模改修機械工事	一般	155,400	R6. 3.21 R7. 3.21
83	設備部 機械設備課	八幡東区役所庁舎吸収式冷温水機更新工事 〈八幡東区中央一丁目1番1号〉	熱源設備更新工事	一般	57,189	R6. 5.30 R7. 1.20
84	設備部 機械設備課	沼小学校大規模改修機械工事(第1期) 〈小倉南区沼本町二丁目4番1号〉	大規模改修機械工事	一般	70,674	R6. 6. 6 R7. 2.28

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
85	設備部 機械設備課	東朽網小学校大規模改修機械工事（第1期） 〈小倉南区朽網東三丁目4番1号〉	大規模改修機械工事	一般	66,306	R6. 6. 6 R7. 2. 28
86	設備部 機械設備課	横代中学校大規模改修機械工事（第2期） 〈小倉南区横代北町三丁目5番1号〉	大規模改修機械工事	一般	106,249	R6. 6. 6 R7. 2. 28
87	設備部 機械設備課	八幡図書館空調設備改修工事 〈八幡東区尾倉二丁目6番1号〉	空調設備改修工事	一般	24,714	R6. 6. 13 R6. 12. 20
88	設備部 機械設備課	小倉北体育館空調設備設置工事 〈小倉北区三郎丸三丁目4番1号〉	空調設備設置工事	一般	63,445	R6. 7. 4 R7. 2. 4
89	設備部 機械設備課	自然史・歴史博物館熱源改修工事基本・実施設計業務委託 〈八幡東区東田二丁目4番1号〉	基本・実施設計	指名	19,690	R6. 7. 11 R7. 3. 31
90	設備部 機械設備課	松ヶ江北市民センターZEB化改修機械工事 〈門司区大字畑903番地〉	省エネ・創エネ化改修機械工事	一般	33,593	R6. 7. 18 R7. 2. 28
91	設備部 機械設備課	総合保健福祉センター空調設備改修工事（第3期） 〈小倉北区馬借一丁目7番1号〉	空調設備改修工事	一般	54,348	R6. 7. 18 R7. 1. 15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
92	設備部 機械設備課	小倉南体育館空調設備設置工事 〈小倉南区日の出町二丁目 5番1号〉	空調設備 設置工事	一般	51,665	R6. 8. 1 R7. 3. 14
93	設備部 機械設備課	市立八幡病院救急病棟個室 陰圧化工事 〈八幡東区尾倉2丁目6番 2号〉	病室改修 工事	随意	8,140	R6. 11. 20 R7. 1. 31
94	設備部 電気設備課	北九州芸術劇場大ホール音 響設備更新工事 〈小倉北区室町一丁目1番 1号〉	音響設備 更新工事	一般	194,831	R4. 12. 28 R7. 3. 31
95	設備部 電気設備課	春の町団地第1工区市営住 宅電気工事 〈八幡東区春の町五丁目6 番〉	新築電気 工事	一般	115,547	R4. 12. 28 R7. 2. 28
96	設備部 電気設備課	ボートレース若松外向発売 所新築電気工事 〈若松区南二島一丁目1番 〉	新築電気 工事	一般	270,518	R5. 3. 23 R6. 7. 31
97	設備部 電気設備課	ボートレース若松外向発売 所新築発電設備設置電気計 装工事 〈若松区南二島一丁目1番 〉	新築自家 発電設備 設置工事	指名	79,401	R5. 3. 23 R6. 7. 31
98	設備部 電気設備課	折尾保育所移転建替電気工 事 〈八幡西区堀川町802番 6他〉	新築電気 工事	一般	38,822	R5. 7. 13 R6. 6. 28

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
99	設備部 電気設備課	戸畑枝光線（牧山枝光間） 道路情報設備工事（５－９） 〈戸畑区牧山海岸ほか〉	道路情報 設備設置 工事	一般	60,134	R5. 9. 29 R6. 8. 30
100	設備部 電気設備課	北九州メディアドーム屋内 大型映像装置更新工事 〈小倉北区三萩野三丁目１ 番１号〉	映像装置 更新工事	一般	236,309	R5. 10. 19 R6. 12. 15
101	設備部 電気設備課	響灘東地区受電設備設置工 事（Ｒ５） 〈若松区響町二丁目〉	受電設備 設置工事	一般	50,947	R5. 11. 9 R6. 10. 31
102	設備部 電気設備課	（仮称）ふれあいむら高坊 団地市営住宅電気工事 〈小倉北区高坊一丁目７番 〉	新築電気 工事	一般	81,986	R5. 11. 22 R7. 3. 18
103	設備部 電気設備課	総合保健福祉センター非常 放送設備更新工事 〈小倉北区馬借一丁目７番 １号〉	放送設備 更新工事	指名	5,489	R6. 2. 1 R6. 7. 31
104	設備部 電気設備課	汐井町牧山海岸線照明灯設 置工事（５－２） 〈戸畑区汐井町ほか〉	道路照明 灯設置工 事	一般	12,345	R6. 2. 1 R6. 8. 2
105	設備部 電気設備課	響灘東地区照明設備他設置 工事（Ｒ５） 〈若松区響町二丁目〉	照明設備 他設置工 事	一般	91,616	R6. 2. 8 R7. 3. 31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
106	設備部 電気設備課	市立医療センター本館直流 電源装置改修工事 〈小倉北区馬借二丁目1番 1号〉	直流電源 装置改修 工事	随意	9,827	R6. 2.15 R6. 8.31
107	設備部 電気設備課	小森江小学校統合大規模改 修電気工事 〈門司区二ツ松町2番1号 〉	大規模改 修電気工 事	一般	185,767	R6. 3.21 R7. 3.21
108	設備部 電気設備課	沼小学校大規模改修電気工 事(第1期) 〈小倉南区沼本町二丁目4 番1号〉	大規模改 修電気工 事	一般	89,333	R6. 6. 6 R7. 2.28
109	設備部 電気設備課	横代中学校大規模改修電気 工事(第2期) 〈小倉南区横代北町三丁目 5番1号〉	大規模改 修電気工 事	一般	98,866	R6. 6. 6 R7. 2.28
110	設備部 電気設備課	小倉北体育館アリーナ照明 設備LED化工事 〈小倉北区三郎丸三丁目4 番1号〉	アリーナ 照明LED 化工事	一般	33,519	R6. 6.13 R6.11.11
111	設備部 電気設備課	小倉南体育館アリーナ照明 設備LED化工事 〈小倉南区日の出町二丁目 5番1号〉	アリーナ 照明LED 化工事	一般	16,808	R6. 7. 4 R6.12.13
112	設備部 電気設備課	松ヶ江北市民センターZEB 化改修電気工事 〈門司区大字畑903番地 〉	省エネ・ 創エネ化 改修電気 工事	一般	44,240	R6. 7.18 R7. 3.14

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
113	設備部 電気設備課	太刀浦 6 号上屋照明設備改修電気工事（第 3 期） 〈門司区太刀浦海岸〉	照明設備 L E D 化工事	一般	39,126	R6. 8. 1 R7. 3. 31
114	設備部 電気設備課	北九州メディアドーム非常照明設備他改修電気工事 〈小倉北区三萩野三丁目 1 番 1 号〉	照明設備等改修工事	一般	184,625	R6. 8. 1 R7. 3. 28
115	設備部 電気設備課	小倉北体育館受変電設備更新工事 〈小倉北区三郎丸三丁目 4 番 1 号〉	受変電設備更新工事	一般	15,116	R6. 8. 1 R7. 3. 14
116	設備部 電気設備課	小倉南体育館空調設備設置電気工事 〈小倉南区日の出町二丁目 5 番 1 号〉	空調設備設置電気工事	一般	25,377	R6. 8. 1 R7. 3. 14
117	設備部 電気設備課	若戸大橋（下り線）道路照明灯 L E D 化工事 〈戸畑区川代一丁目ほか〉	道路照明灯 L E D 化工事	一般	92,782	R6. 8. 8 R7. 3. 31
118	設備部 電気設備課	市営黒崎駅西駐車場 L E D 化工事（令和 6 年度） 〈八幡西区黒崎三丁目 1 5 番 3 号〉	照明設備 L E D 化工事	指名	7,956	R6. 9. 19 R7. 3. 14
119	設備部 電気設備課	本城陸上競技場非常放送設備更新工事 〈八幡西区御開四丁目 1 6 番〉	放送設備更新工事	指名	16,589	R6. 9. 26 R7. 3. 14

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
120	設備部 電気設備課	市立医療センター立体駐車場 管制設備更新工事 〈小倉北区馬借二丁目1番 1号〉	駐車管制 設備更新 工事	随意	20,405	R6.12.24 R7. 3.31
121	東部整備事 務所 工務第一課	小倉駅新幹線口ペデストリ アンデッキ(Dデッキ2期)改修工事 〈小倉北区浅野一丁目ほか 〉	空中歩廊 改修	指名	116,651	R5. 8. 3 R6. 6.28
122	東部整備事 務所 工務第一課	小倉中間線(網代橋)橋梁 下部工工事(5-1) 〈小倉南区大字合馬〉	橋台工	一般	43,976	R5.11.30 R6. 7.31
123	東部整備事 務所 工務第一課	中貫貫弥生が丘1号線函渠 整備工事(5-1) 〈小倉南区大字貫〉	管渠整備 工 他	指名	13,718	R5.12.20 R6. 6.17
124	東部整備事 務所 工務第一課	田原新町下曾根新町1号線 自転車道整備工事(6-2) 〈小倉南区田原新町二丁目 ほか〉	薄層カラ ー舗装工 他	指名	62,922	R6. 7.18 R7. 3.24
125	東部整備事 務所 工務第一課	小倉駅新幹線口東デッキ(国 道199号)改修設計業務 委託 〈小倉北区浅野二丁目〉	横断歩道 橋改修設 計	指名	4,972	R6. 9.11 R7. 3.31
126	東部整備事 務所 工務第一課	大里南小学校グラウンド改 修工事 〈門司区新原町〉	土工 排水工 舗装工	一般	39,183	R6. 9.12 R7. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
127	東部整備事務所 工務第二課	南小倉交差橋（新高田4号線）橋梁補修工事（6-1） 〈小倉北区木町三丁目ほか〉	橋梁補修工	指名	68,479	R6. 6.13 R7. 2.10
128	東部整備事務所 工務第二課	葛原跨線橋（徳力葛原線）橋梁補修補強工事（6-1） 〈小倉南区葛原東五丁目ほか〉	落橋防止システム工 他	指名	59,271	R6. 7. 4 R7. 2.28
129	東部整備事務所 工務第二課	大木橋（長行田町線）洗掘対策実施設計業務委託（6-1） 〈小倉北区今町二丁目ほか〉	橋梁補修設計	指名	4,950	R6. 7.17 R7. 1.31
130	西部整備事務所 工務第一課	国道200号（馬場山交差点）ボックスカルバート補修工事（R5-1） 〈八幡西区金剛一丁目〉	ボックスカルバート補修工	随意	148,881	R5.11.15 R7. 3.31
131	西部整備事務所 工務第一課	八幡戸畑線（枝光本町交差点他）交差点改良工事（5-1） 〈八幡東区枝光本町ほか〉	排水工	指名	13,473	R5.11.27 R6. 5.30
132	西部整備事務所 工務第一課	木屋瀬104号線水路改築工事（5-1） 〈八幡西区木屋瀬二丁目〉	排水工	一般	30,206	R5.12.21 R6. 7.31
133	西部整備事務所 工務第一課	元城町京良城町1号線他1線災害復旧工事 〈八幡西区元城町〉	コンクリートブロック積工 他	一般	38,574	R6. 5.30 R7. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事 概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
134	西部整備事務所 工務第一課	大膳 1 6 号線道路改良工事 (6 - 2) 〈八幡西区大膳二丁目〉	擁壁工 他	一般	51,028	R6. 9. 5 R7. 3. 31
135	西部整備事務所 工務第二課	宿ノ内川護岸工事 (5 - 1) 〈八幡西区浅川日の峯二丁目〉	護岸工	一般	36,527	R5. 10. 12 R6. 6. 10
136	西部整備事務所 工務第二課	井手原橋 (楠橋 4 号線) 橋梁補修工事 〈八幡西区岩崎一丁目ほか〉	橋梁補修工	一般	131,329	R5. 10. 12 R6. 7. 15
137	西部整備事務所 工務第二課	美術の森公園駐車場補修工事 〈戸畑区西鞆ヶ谷町〉	橋面補修工	一般	45,813	R5. 11. 30 R6. 5. 10
138	西部整備事務所 工務第二課	江川 (小敷橋) 取付道路整備工事 (5 - 1 0) 〈若松区大字小敷〉	踏掛版工 他	随意	4,862	R6. 3. 12 R6. 6. 28
139	西部整備事務所 工務第二課	若戸大橋 (若松取付橋) 橋梁補修工事 (6 - 1) 〈若松区本町二丁目ほか〉	橋梁補修工	指名	15,894	R6. 11. 18 R7. 3. 31
計 139 件				12,817,400千円		

別表 2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（都市整備局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
道路部	道路維持課	3	5,462	・道路改良工事 ・舗装工事 ・立入防止柵設置工事 ・整地工事 ・仮橋保守点検工事 ・公園遊具整備工事 ・住宅解体工事 ・地質調査委託 ・除草業務委託 他
	道路建設課	4	7,012	
	街路課	4	5,699	
河川公園部	河川整備課	3	5,396	
	神嶽川旦過地区整備室	1	955	
折尾総合整備事務所	事業調整課	1	2,452	
	整備課	6	11,481	
住宅部	住宅管理課	1	484	
	住宅整備課	1	1,782	
建築部	建築課	2	1,607	
	施設保全課	3	2,904	
東部整備事務所	工務第一課	4	6,208	
	工務第二課	6	10,386	
西部整備事務所	工務第一課	4	4,021	
	工務第二課	6	9,637	
計		49	75,486	

別表 3 本工事抽出一覧表（区役所）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	門司区役所 まちづくり 整備課	令和 6 年度 国道 1 9 9 号 (北部・環境) 側溝補修工事 〈門司区片上海岸〉	排水工 他	指名	2,882	R6. 4.22 R6. 8.30
2	門司区役所 まちづくり 整備課	令和 6 年度 畑 8 0 号線 (南部・環境) 側溝補修工事 〈門司区大字畑〉	排水工 他	指名	3,099	R6. 4.22 R6. 7.31
3	門司区役所 まちづくり 整備課	寺内 4 6 号線他道路除草業務委託 (R 6) 〈門司区寺内一丁目ほか〉	除草工	指名	4,290	R6. 6.19 R6.11.15
4	門司区役所 まちづくり 整備課	柄杓田大里線他道路除草業務委託 〈門司区大字伊川ほか〉	除草工	指名	2,750	R6. 6.19 R6.11.15
5	門司区役所 まちづくり 整備課	門司丸山公園整備工事 〈門司区丸山一丁目〉	遊具設置 他	指名	10,923	R6. 7.17 R6.10.31
6	門司区役所 まちづくり 整備課	国道 1 9 9 号 (西海岸二丁目) 舗装補修工事 〈門司区西海岸二丁目〉	舗装補修工	指名	17,034	R6. 9.11 R7. 1. 9
7	門司区役所 まちづくり 整備課	国道 1 9 9 号 (大里本町三丁目) 舗装補修工事 〈門司区大里本町三丁目〉	舗装補修工	指名	18,425	R6. 9.18 R7. 1.16

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
8	門司区役所 まちづくり 整備課	門司行橋線（高砂町ほか） 舗装補修工事 〈門司区高砂町ほか〉	舗装補修工	指名	14,847	R6.10.16 R7. 2.13
9	門司区役所 まちづくり 整備課	大久保11号線（大久保一丁目）ガードレール補修工事 〈門司区大久保一丁目〉	ガードレール撤去・建込	指名	5,096	R6.11. 6 R7. 2. 4
10	門司区役所 まちづくり 整備課	高田公園整備工事 〈門司区大里原町〉	遊具設置	指名	9,120	R6.11.14 R7. 3.14
11	門司区役所 まちづくり 整備課	丸山東公園整備工事 〈門司区丸山一丁目〉	排水工 舗装工 他	指名	15,830	R6.11.14 R7. 3.14
12	門司区役所 まちづくり 整備課	清滝西海岸1号線道路照明灯LED化工事 〈門司区西海岸一丁目ほか〉	道路照明灯LED化	指名	8,199	R6.11.21 R7. 3.31
13	門司区役所 まちづくり 整備課	国道199号（大里元町）防草対策工事 〈門司区大里元町〉	防草対策工	指名	3,109	R6.12.11 R7. 3.11
14	小倉北区役所 まちづくり 整備課	小倉北区JR駅昇降機保守点検業務委託 〈小倉北区浅野一丁目1番ほか〉	昇降機保守点検	随意	45,131	R6. 4. 1 R7. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
15	小倉北区役所 まちづくり 整備課	令和6年度 東港10号線 (西部・環境) 側溝補修工事 〈小倉北区東港二丁目〉	排水工 舗装工	指名	2,459	R6. 4.22 R6. 7. 3
16	小倉北区役所 まちづくり 整備課	令和6年度 上富野神幸町 1号線 (東部・環境) 舗装 補修工事 〈小倉北区上富野一丁目〉	舗装補修 工	指名	2,595	R6. 4.22 R6. 7.16
17	小倉北区役所 まちづくり 整備課	令和6年度 常盤町4号線 他 (東部・環境) 防護柵補 修工事 〈小倉北区常盤町〉	防護柵工 他	指名	2,978	R6. 4.22 R6. 7. 2
18	小倉北区役所 まちづくり 整備課	原町一丁目地内他 (西部・ 環境) 下水道維持修繕工事 〈小倉北区原町一丁目ほか 〉	人孔蓋取 替工 他	指名	2,785	R6. 4.23 R6. 7. 2
19	小倉北区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定業 務委託 (小倉北区東部) 〈小倉北区東部一円〉	除草工	指名	22,419	R6. 5.17 R6.11.22
20	小倉北区役所 まちづくり 整備課	国道199号他除草清掃業 務委託 〈小倉北区西港町ほか〉	除草工	指名	3,850	R6. 6.19 R6. 8.30
21	小倉北区役所 まちづくり 整備課	白銀・貴船地区生活道路安 全対策工事 〈小倉北区黄金一丁目ほか 〉	薄層カラ ー舗装 他	指名	17,820	R6. 7.17 R6.10.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
22	小倉北区役所 まちづくり 整備課	緑ヶ丘二丁目地内他管渠更生工事 〈小倉北区緑ヶ丘二丁目ほか〉	管渠更生工	指名	30,659	R6. 9. 12 R7. 2. 15
23	小倉北区役所 まちづくり 整備課	黄金片野1号線舗装補修工事 〈小倉北区弁天町〉	舗装補修工	指名	15,925	R6. 9. 18 R7. 1. 17
24	小倉北区役所 まちづくり 整備課	砂津京町1号線舗装補修工事 〈小倉北区京町三丁目ほか〉	舗装補修工	指名	13,790	R6. 10. 9 R7. 1. 15
25	小倉北区役所 まちづくり 整備課	寿山公園他整備工事 〈小倉北区大島三丁目ほか〉	遊具設置	指名	7,274	R6. 10. 9 R7. 2. 14
26	小倉北区役所 まちづくり 整備課	日明遮集幹線伏越人孔清掃 浚渫業務委託（収集・運搬） 〈小倉北区西港町〉	浚渫工	指名	7,700	R6. 10. 25 R7. 2. 28
27	小倉北区役所 まちづくり 整備課	日明遮集幹線伏越人孔清掃 浚渫業務委託（処分） 〈小倉北区西港町〉	汚泥中間 処理工	指名	2,970	R6. 10. 25 R7. 3. 28
28	小倉北区役所 まちづくり 整備課	都下到津公園他整備工事 〈小倉北区下到津三丁目ほか〉	休憩舎設 置 他	指名	8,291	R6. 11. 6 R7. 3. 13

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
29	小倉北区役所 まちづくり 整備課	神岳12号線（蛤川支流1号橋）橋梁補修工事 〈小倉北大島一丁目〉	橋梁補修工	指名	7,763	R6.12.11 R7. 3.31
30	小倉南区役所 まちづくり 整備課	徳吉西一丁目地内（私道） 管渠築造工事 〈小倉南区徳吉西一丁目〉	管渠築造工	指名	9,611	R5.11.22 R6. 4.30
31	小倉南区役所 まちづくり 整備課	蒲生守恒1号線歩道整備工事 〈小倉南区守恒本町一丁目ほか〉	舗装工 排水工 他	指名	18,648	R6. 2.14 R6.10.31
32	小倉南区役所 まちづくり 整備課	令和6年度上吉田1号線（東部・環境）側溝補修工事 〈小倉南区上吉田一丁目〉	排水工 他	指名	2,817	R6. 4.22 R6. 7.31
33	小倉南区役所 まちづくり 整備課	葉山町三丁目地内（西部・環境）下水道維持修繕工事 〈小倉南区葉山町三丁目〉	人孔蓋取替工	指名	2,521	R6. 4.23 R6. 6.30
34	小倉南区役所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定業務委託（小倉南区2） 〈小倉南区内一円〉	除草工 剪定工	指名	31,724	R6. 5.20 R6.12.20
35	小倉南区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定業務委託（小倉南区2） 〈小倉南区内一円〉	除草工 剪定工	指名	33,199	R6. 5.20 R6.12.20

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
36	小倉南区役所 まちづくり 整備課	吉田太陽の丘公園整備工事 (6-1) 〈小倉南区中吉田二丁目〉	防球フェ ンス設置	指名	16,980	R6. 6.12 R6.11.15
37	小倉南区役所 まちづくり 整備課	新道寺曾根線他道路除草業 務委託 〈小倉南区大字貫ほか〉	除草工	指名	2,028	R6. 6.19 R6. 9.30
38	小倉南区役所 まちづくり 整備課	吉田57号線他道路除草業 務委託 〈小倉南区大字吉田ほか〉	除草工	指名	2,781	R6. 6.19 R6. 9.30
39	小倉南区役所 まちづくり 整備課	葛原本町沼緑町1号線他道 路除草業務委託 〈小倉南区沼緑町二丁目ほ か〉	除草工	指名	4,026	R6. 6.19 R6. 9.30
40	小倉南区役所 まちづくり 整備課	舞ヶ丘2号線他道路除草業 務委託 〈小倉南区舞ヶ丘五丁目ほ か〉	除草工	指名	4,346	R6. 6.19 R6. 9.30
41	小倉南区役所 まちづくり 整備課	徳力葛原線他道路除草業務 委託 〈小倉南区大字長野ほか〉	除草工	指名	4,324	R6. 6.19 R6. 9.30
42	小倉南区役所 まちづくり 整備課	沼緑町桜公園整備工事 〈小倉南区沼緑町一丁目〉	擁壁工 真砂土舗 装工 他	指名	11,887	R6. 7.17 R7. 3.14

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
43	小倉南区役所 まちづくり 整備課	鱒渕八幡東自転車道線転落 防止柵整備工事 〈小倉南区大字合馬〉	転落防止 柵工	指名	9,051	R6. 8. 7 R6. 11. 25
44	小倉南区役所 まちづくり 整備課	守恒五丁目地内管渠更生工 事 〈小倉南区守恒五丁目〉	管渠更生 工	指名	20,703	R6. 8. 28 R6. 12. 26
45	小倉南区役所 まちづくり 整備課	直方行橋線（大字市丸）災 害防除工事 〈小倉南区大字市丸〉	擁壁工 防護柵工 他	指名	15,500	R6. 9. 4 R7. 3. 31
46	小倉南区役所 まちづくり 整備課	蒲生守恒1号線歩道整備工 事 〈小倉南区守恒本町一丁目 ほか〉	舗装工 排水工 他	指名	20,764	R6. 9. 4 R7. 1. 31
47	小倉南区役所 まちづくり 整備課	舞ヶ丘中央公園整備工事 〈小倉南区舞ヶ丘三丁目〉	遊具更新	指名	8,141	R6. 9. 4 R6. 12. 8
48	小倉南区役所 まちづくり 整備課	国道322号（長行工区） 舗装補修工事 〈小倉南区長行東二丁目〉	舗装補修 工	指名	21,046	R6. 9. 12 R6. 12. 11
49	小倉南区役所 まちづくり 整備課	曾根新田11号線側溝整備 工事 〈小倉南区曾根新田南二丁 目〉	舗装工 排水工 他	指名	23,453	R6. 9. 12 R7. 1. 15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
50	小倉南区役所 まちづくり 整備課	呼野道原徳吉線（大字頂吉） 災害防除工事（6－1） 〈小倉南区大字頂吉〉	法面吹付工 落石防護 柵工 他	指名	33,142	R6. 9.26 R7. 2.28
51	小倉南区役所 まちづくり 整備課	沼本町四丁目公園整備工事 〈小倉南区沼本町四丁目〉	遊具更新 他	指名	11,747	R6. 11.14 R7. 3.14
52	若松区役所 まちづくり 整備課	迫田町3号線法面設計業務 委託 〈若松区迫田町〉	法面設計	指名	5,610	R5. 11. 6 R6. 8.10
53	若松区役所 まちづくり 整備課	国道495号（大字竹並） 中央排水帯改修工事 〈若松区大字竹並〉	排水工	指名	13,622	R5. 12.22 R6. 5.31
54	若松区役所 まちづくり 整備課	令和6年度 北浜5号線（ 東部・環境）側溝整備工事 〈若松区北浜一丁目〉	排水工	指名	2,376	R6. 4.19 R6. 6.30
55	若松区役所 まちづくり 整備課	南二島二丁目寺内（西部・ 環境）下水道維持修繕工事 〈若松区南二島二丁目〉	人孔蓋取 替工	指名	2,869	R6. 4.22 R6. 7.11
56	若松区役所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定業 務委託（若松区西部） 〈若松区西部一円〉	除草工 剪定工	指名	12,722	R6. 5.17 R6. 11.29

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
57	若松区役所 まちづくり 整備課	本町小竹1号線他道路除草 業務委託 〈若松区大字小竹ほか〉	除草工	指名	3,823	R6. 6. 4 R6. 8. 30
58	若松区役所 まちづくり 整備課	安瀬13号線他道路除草業 務委託（その1） 〈若松区安瀬ほか〉	除草工	指名	7,431	R6. 6. 4 R6. 8. 30
59	若松区役所 まちづくり 整備課	中村川改修工事 〈若松区東二島五丁目〉	ボックス カルバー ト工	指名	32,760	R6. 9. 19 R7. 3. 14
60	若松区役所 まちづくり 整備課	響灘緑地園路柵更新工事（ 第一貯水池） 〈若松区大字頓田〉	園路柵設 置 他	指名	14,175	R6. 9. 24 R7. 1. 24
61	若松区役所 まちづくり 整備課	本町45号線他道路照明設 備LED化工事 〈若松区本町一丁目ほか〉	道路照明 設備LED化	指名	11,451	R6. 10. 31 R7. 3. 31
62	若松区役所 まちづくり 整備課	浜町二丁目公園整備工事 〈若松区浜町二丁目〉	遊具設置 真砂土舗 装工 他	指名	9,206	R6. 12. 9 R7. 3. 14
63	若松区役所 まちづくり 整備課	国道495号（北浜二丁目） 舗装補修工事 〈若松区北浜二丁目〉	舗装補修 工	指名	7,501	R6. 12. 23 R7. 3. 31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
64	若松区役所 まちづくり 整備課	本町一丁目公園整備工事 〈若松区本町一丁目〉	遊具設置 他	指名	7,489	R6.12.23 R7. 3.31
65	八幡東区役所 まちづくり 整備課	中央1号線他1線（戸畑バイパス西）交差点改良工事 〈八幡東区中央二丁目〉	舗装工 区画線工	指名	11,529	R5.10. 3 R6. 4.30
66	八幡東区役所 まちづくり 整備課	前田一丁目地内管渠更生工事 〈八幡東区前田一丁目〉	管渠更生 工	指名	36,968	R5.11. 2 R6. 5.31
67	八幡東区役所 まちづくり 整備課	山路松尾町5号線災害防除工事 〈八幡東区山路二丁目〉	落石防護 網設置 他	指名	43,336	R5.11. 9 R6. 6.28
68	八幡東区役所 まちづくり 整備課	令和6年度 西本町9号線（西部・環境）側溝補修工事 〈八幡東区西本町一丁目〉	排水工	指名	2,324	R6. 4.19 R6. 8.15
69	八幡東区役所 まちづくり 整備課	景勝町地内（西部・環境）下水道維持修繕工事 〈八幡東区景勝町地内〉	人孔蓋取 替工	指名	2,753	R6. 4.22 R6. 7.12
70	八幡東区役所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定業務委託（八幡東区） 〈八幡東区内一円〉	除草工 剪定工	指名	21,890	R6. 5.17 R6.12.13

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
71	八幡東区役所 まちづくり 整備課	山路松尾町他道路除草業務委託 〈八幡東区山路松尾町ほか〉	除草工	指名	4,780	R6. 6. 4 R6. 9.30
72	八幡東区役所 まちづくり 整備課	田代川他河川除草業務委託 〈八幡東区大字田代ほか〉	除草工	指名	2,860	R6. 7. 9 R6. 9.13
73	八幡東区役所 まちづくり 整備課	小熊野1号線舗装補修工事 〈八幡東区大字小熊野ほか〉	舗装補修工	指名	15,268	R6. 7.29 R6.10.31
74	八幡東区役所 まちづくり 整備課	上本町一丁目公園整備工事 〈八幡東区上本町一丁目地内〉	公園再整備	指名	12,590	R6.10.28 R7. 3.14
75	八幡東区役所 まちづくり 整備課	前田花尾町1号線街路樹植栽工事 〈八幡東区祇園1丁目ほか〉	植栽工	指名	6,875	R6.11.25 R7. 3.15
76	八幡西区役所 まちづくり 整備課	医生ヶ丘1号線歩道バリアフリー化整備工事(5-1) 〈八幡西区医生ヶ丘〉	バリアフリー化整備	指名	25,145	R6. 2. 1 R6.11.29
77	八幡西区役所 まちづくり 整備課	黒崎コムシティ前他エスカレーター保守点検業務委託 〈八幡西区黒崎三丁目ほか〉	昇降機保守点検	随意	5,478	R6. 3.19 R7. 3.31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
78	八幡西区役所 まちづくり 整備課	令和6年度 春日台84号線 (中部・環境) 側溝補修工事 〈八幡西区春日台五丁目〉	人孔蓋取替工	指名	2,730	R6. 4.19 R6. 8.31
79	八幡西区役所 まちづくり 整備課	令和6年度 竹末16号線 (中部・環境) 舗装補修工事 〈八幡西区竹末一丁目〉	舗装補修工	指名	3,061	R6. 4.19 R6. 7.16
80	八幡西区役所 まちづくり 整備課	浅川台三丁目地内 (北部・環境) 下水道維持修繕工事 〈八幡西区浅川台三丁目〉	人孔蓋取替工	指名	2,881	R6. 4.22 R6. 7.31
81	八幡西区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定業務委託 (八幡西区2) 〈八幡西区内一円〉	除草工 剪定工	指名	21,478	R6. 5.17 R6.12. 6
82	八幡西区役所 まちづくり 整備課	街路除草及び中下木剪定業務委託 (八幡西区1) 〈八幡西区内一円〉	除草工 剪定工	指名	26,049	R6. 5.17 R6.12. 6
83	八幡西区役所 まちづくり 整備課	別当町2号線他道路除草業務委託 〈八幡西区别当町ほか〉	除草工	指名	5,464	R6. 6.18 R6. 9.20
84	八幡西区役所 まちづくり 整備課	日吉台一丁目地内人孔蓋取替工事 〈八幡西区日吉台一丁目〉	人孔蓋取替工	随意	4,992	R6. 7.12 R7. 2.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
85	八幡西区役所 まちづくり 整備課	河川除草業務委託（その５） 〈八幡西区一円〉	除草工	指名	5,390	R6. 7. 30 R6. 12. 13
86	八幡西区役所 まちづくり 整備課	国道２００号（引野一丁目）舗装補修工事 〈八幡西区引野一丁目ほか〉	舗装補修工	指名	17,112	R6. 8. 5 R6. 10. 31
87	八幡西区役所 まちづくり 整備課	千代１号線道路整備工事 〈八幡西区千代二丁目〉	道路整備	指名	19,581	R6. 9. 9 R7. 2. 28
88	八幡西区役所 まちづくり 整備課	西折尾高架橋橋梁補修工事 〈八幡西区西折尾町〉	橋梁補修工	指名	7,017	R6. 9. 24 R7. 1. 13
89	八幡西区役所 まちづくり 整備課	折尾丸山公園整備工事 〈八幡西区丸尾町〉	公園整備	指名	17,251	R6. 9. 24 R7. 3. 15
90	八幡西区役所 まちづくり 整備課	金山川護岸改良工事 〈八幡西区陣原四丁目地内〉	河川維持	指名	4,573	R6. 9. 24 R6. 12. 18
91	八幡西区役所 まちづくり 整備課	友田楠木１号線自転車通行帯整備工事（６－１） 〈八幡西区楠木一丁目ほか〉	自転車通行帯整備	一般	55,140	R6. 10. 10 R7. 3. 31

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
92	八幡西区役所 まちづくり 整備課	浅川学園台中央公園遊具建替工事 〈八幡西区浅川学園台三丁目〉	遊具建替	指名	17,391	R6.10.21 R7. 3.15
93	八幡西区役所 まちづくり 整備課	引野14号線道路改良工事 (6-1) 〈八幡西区引野一丁目〉	道路改良	一般	40,344	R6.10.24 R7. 3.31
94	八幡西区役所 まちづくり 整備課	小倉中間線落石防護柵設置工事 〈八幡西区大字畑〉	落石防護柵設置工	指名	17,736	R6.11.11 R7. 3.31
95	八幡西区役所 まちづくり 整備課	友田公園整備工事 〈八幡西区友田一丁目〉	公園整備	指名	10,538	R6.11.11 R7. 3.14
96	八幡西区役所 まちづくり 整備課	国道199号(岡井一丁目)舗装補修工事 〈八幡西区御開一丁目〉	舗装補修工	指名	15,168	R6.11.25 R7. 3. 7
97	八幡西区役所 まちづくり 整備課	国道200号(五反田高架橋)橋梁補修工事 〈八幡西区大字野面〉	橋梁補修工	指名	7,256	R6.12. 2 R7. 3.28
98	八幡西区役所 まちづくり 整備課	泉ヶ浦一丁目地内(その1)管渠更生工事 〈八幡西区泉ヶ浦一丁目〉	管渠更生工	指名	21,040	R6.12. 5 R7. 3.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
99	戸畑区役所 まちづくり 整備課	夜宮公園ハナショウブ花壇 改修工事 〈戸畑区夜宮一丁目〉	公園土工 花壇設置 工	指名	15,133	R5.12. 8 R6. 5.15
100	戸畑区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定業 務委託（戸畑区） 〈戸畑区内一円〉	除草工 生垣刈込 他	指名	32,913	R6. 5.17 R6.11.29
101	戸畑区役所 まちづくり 整備課	若戸トンネル避難連絡坑扉 補修工事（6－2） 〈戸畑区川代二丁目ほか〉	扉修繕	特命	4,714	R6. 6. 4 R6. 9.13
102	戸畑区役所 まちづくり 整備課	若戸大橋（下り線）道路照 明等基礎設置工事（6－1 ） 〈戸畑区川代一丁目ほか〉	照明灯基 礎撤去・ 設置	一般	39,390	R6. 9. 5 R7. 3.15
103	戸畑区役所 まちづくり 整備課	天神3号線他交通安全対策 工事 〈戸畑区天神一丁目ほか〉	車線分離 標設置 薄層カラ ー舗装 他	指名	19,991	R6.10.10 R7. 2.17
104	戸畑区役所 まちづくり 整備課	若戸大橋（戸畑側中間塔） 伸縮装置取替工事（6－3 ） 〈戸畑区川代二丁目ほか〉	伸縮装置 取替工	指名	40,461	R6.10.17 R7. 3.14
105	戸畑区役所 まちづくり 整備課	西大谷一丁目地内（その2 ）管渠更生工事 〈戸畑区西大谷一丁目〉	管渠更生 工	指名	17,114	R6.10.17 R7. 2.25

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
106	戸畑区役所 まちづくり 整備課	都島展望公園転落防止柵改修工事 〈戸畑区牧山海岸〉	転落防止 柵設置工	指名	16,471	R6.10.28 R7. 3.14
107	戸畑区役所 まちづくり 整備課	新若戸道路可動式防護柵設置工事 〈戸畑区北浜一丁目〉	防護柵用 架台製作 ・据付	指名	9,024	R6.12.16 R7. 3.17
				計	107件	1,458,686千円

別表 4 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（区役所）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
門司区役所	まちづくり整備課	18	31,264	・法面保護工事 ・舗装工事 ・防草対策工事 ・防護柵設置工事 ・区画線復旧工事 ・公園整備工事 ・下水道管渠築造工事 ・人孔蓋取替工事 ・環境整備工事 ・浚渫業務委託 ・電気設備改修工事 ・ポンプ取替工事 ・トイレ改修工事 他
小倉北区役所	まちづくり整備課	19	35,303	
小倉南区役所	まちづくり整備課	33	59,052	
若松区役所	まちづくり整備課	16	32,117	
八幡東区役所	まちづくり整備課	14	26,680	
八幡西区役所	まちづくり整備課	35	64,246	
戸畑区役所	まちづくり整備課	19	36,143	
計		154	284,805	

北九州市監査公表第11号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中 野 正 信
同	梅 田 久 和
同	鷹 木 研一郎
同	大久保 無 我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局等
上下水道局
- 3 監査の期間
令和7年5月23日から令和7年12月18日まで
- 4 監査公表の時期
令和8年2月20日（令和8年監査公表第1号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア <u>工事費の積算について</u> (水道部設計課) [11] 北九州市工業用水道配水管布設替工事(6-2工区) 本工事は、若松区向洋町地内において、工業用水道の配水管を布設するものである。 水道工事の積算において間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)を算定する際は、厚生労働省の水道施設整備費に係る歩掛表(以下「水道積算基準」という。)に基づき、施工地域を考慮した補正を行うこととなっている。その中で、2車線以上かつ一日の交通量が5,000台を超える車道で車線変更を促す規制を行う場合は、施工地域区分を「一般交通影響有り①」として間接工事費の補正を行うこととなっている。 本工事は、施工地域区分を「一般交通影響有り①」として間接工事費を補正すべきであったが、補正を行わずに算定したため、不適切な積算となっていた。 工事費の積算にあたっては、水道積算基準に基づき、適正な設計積算を実施されたい。	今回の指摘内容は、一部でも車線変更を促す規制を行う場合は間接工事費の地域補正をすべきものを、規制の区間がごく小規模であったため補正は必要ないと判断したことから、過少な積算となったものである。 この地域補正の算定にあたっては、当該工事起工後の令和6年10月に「水道積算基準」を基に上下水道局が定めた「水道工事に係る積算基準書」を改訂し、「規制の規模は無関係である」旨を追記しており、現在では、ごく小規模な規制であっても、「一般交通影響有り」として補正する考え方で統一されている。また、判断に迷うような工種や経費の考え方などについて、k i n t o n eを用いた情報共有システムの運用を令和7年9月から開始しており、より一層職員間での情報共有を図っていく。以上の対策に加え、当初設計時の審査チェックシートを確実に確認することにより、再発を防止する。 職員への周知については、指摘内容を踏まえ、令和8年1月の上下水道局局部課長会議で情報共有し関係課の事

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	務改善会議により周知徹底を図った。 また、令和８年３月の「安全等講習会」でも再発防止の注意喚起を実施した。

注・・・[] 内の数字は、令和８年監査公表第１号の別表７ 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
イ <u>工事費の積算について</u> (水道部浄水課) 〔 1 6 〕 伊佐座取水場特高受変電設備更新電気計装工事 本工事は、上下水道局浄水課が伊佐座取水場特高受変電設備の更新を行うものである。 この特高受変電設備の基礎工事に係る積算において、集計した鉄筋数量を誤った単位で積算システムに入力したため、不適切な積算となっていた。 工事費の積算にあたっては、水道積算基準に基づき、適正な設計積算を実施されたい。	今回の指摘内容は、積算システムへ入力する際に単位を誤入力したこと及び起工時の審査で単位の確認を行えていなかったことから、過小な積算となったものである。 今後、同様の間違いが生じないように、起工時のチェックリストに単位を確認する項目を追加した。さらに、新たな試みとして設計審査の一部に A I を活用する検証を開始した。 職員への周知については、指摘内容を踏まえ、令和 8 年 1 月の上下水道局の局部課長会議で情報共有し、関係課の事務改善会議により、指摘内容の周知と再発防止の徹底を図った。

注・ ・ [] 内の数字は、令和 8 年監査公表第 1 号の別表 7 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ウ <u>工事費の積算について</u> （西部工事事務所水道課） 〔 6 9 〕 力丸導水路線遠賀川水管橋補修工事 本工事は、八幡西区楠橋地内他において、水管橋の橋梁付属物である歩廊の手すりを交換するものである。 水道工事の積算は、厚生労働省の水道施設整備費に係る歩掛表（以下「水道積算基準」という。）の工種区分に基づき、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）を算定することになっている。また、水道積算基準にない事項は、国土交通省の土木工事標準積算基準書（以下「土木積算基準」という。）を適用することになっている。 本工事の水管橋の歩廊は、橋梁付属物である検査路に該当し、その手すり交換は橋梁付属物修繕工事にあたる。従って、本工事は、土木積算基準の工種区分「橋梁保全工事」として間接工事費を算定すべきであったが、工種区分を「道路維持工事」として算定したため、不適切な積算となっていた。 工事費の積算にあたっては、水道積算基準及び土木積算基準を遵守し、適正に実施されたい。	今回の指摘内容は、工種区分の算定において、「水道積算基準」を基に上下水道局が定めた「水道工事に係る積算基準書」に記載がない工種は選択できないとの認識に加え、「道路維持工事」に今回の工事内容に類似した防護柵が含まれていたため、誤って選択したものである。 この工種区分の算定にあたっては、当該工事起工後の令和6年10月に、「水道工事に係る積算基準書」を改訂し、工種区分に「橋梁保全工事」を追記している。また、判断に迷うような工種や経費の考え方などについて、k i n t o n eを用いた情報共有システムの運用を令和7年9月から開始しており、より一層職員間での情報共有を図っていく。以上の対策に加え、当初設計時の審査チェックシートを確実に確認することにより、再発を防止する。 職員への周知については、指摘内容を踏まえ、令和8年1月の上下水道局局部課長会議で情報共有し関係課の事務改善会議により周知徹底を図った。 また、令和8年3月の「安全等講習会」でも再発防止の注意喚起を実施し

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	た。

注・・・[] 内の数字は、令和８年監査公表第１号の別表７ 本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査公表第12号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中野正信
同	梅田久和
同	鷹木研一郎
同	大久保無我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局等
市長公室
港湾空港局
- 3 監査の期間
令和7年7月4日から令和8年1月29日まで
- 4 監査公表の時期
令和8年2月20日（令和8年監査公表第2号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 市長公室

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア 支出事務 (ア) <u>支出事務について</u> (広報戦略課) 広報戦略課が令和6年度に国外に事業所が所在する受注者と締結した「海外テレビ番組等を活用した北九州市のプロモーション業務」の委託契約書において、役務の提供が国外及び国内で行われるものの、役務の提供が行われる場所が明らかにされていないため、国内において行われたと判定される役務の提供とはならず、課税の対象には該当しないにもかかわらず、消費税及び地方消費税を含む額を契約額として記載し、業務の履行後、支払っていた。 消費税及び地方消費税の課税の対象は、消費税法、消費税法施行令及び消費税基本通達に規定されている。 事業所が所在する国の関連法令に留意しつつ、適正な事務処理をされたい。	監査指摘後、直ちに各種専門家の見解を確認した。最終的に、税務署の見解や監査からの指摘を踏まえて不課税と判断し、相手方に返還請求を行っている。 今後、同様の事例が生じないように、国外企業との契約を行う際には、契約書・仕様書において、役務提供地が国内か国外か、併せて、消費税の課税・非課税区分を明確にするようマニュアル（リスク評価シート及び引継書）に追記した。 また、課内全職員に対して、通知した。 《室全体の対応について》 令和8年3月31日、室内全職員に対して、マニュアルの回覧を通じて事例の共有を行い、適正な事務執行の徹底を図った。

(2) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア 財産管理事務 (ア) <u>公有財産管理事務について</u> (港営課) 港営課が所管する門司区地蔵面地区の海岸保全施設に放置された自動車について、令和6年度に海岸管理者の監督処分として除却措置を自ら行ったが、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは海岸管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならないところ、これを行っていなかった。 また、当該自動車の所有者、占有者その他当該自動車について権原を有する者に対し当該自動車を返還するための公示についても行っていないかった。 海岸法保全区域内における違反行為については、海岸法及び海岸法施行令において海岸の保全上の障害を予防するための監督処分並びに監督処分を行った場合の公示事項、公示の方法及びその手続き等について規定されている。 適正な事務処理をされたい。	今回の指摘を踏まえて、令和6年度に海岸管理者の監督処分として除却措置を行った放置自動車を、権原を有する者に対し当該自動車を返還するための公示を行うため、国土交通省令（海岸法施行規則第5条の2）で定める様式により、「保管した他の施設等一覧簿」を当該海岸管理者の事務所に配備し、当該放置自動車の情報を記載した。 また、今後、手続きの瑕疵が起きないように事務処理を明確化するため、市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例事務取扱要綱（港湾版）を、海岸法を根拠として策定した。 港営課では多くの市有施設を管理しており、取り扱う事務也多岐にわたる。今回の事案を踏まえ、手続きの瑕疵が起こらないよう、令和8年3月26日、27日の事務改善会議において、指摘事項について説明し、改めて注意喚起を行った。 《局全体の対応について》 令和8年3月9日に実施した港湾空港局幹部会において、今回の指摘事項について説明し、各課においても適正

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	に事務処理を行うよう周知した。

北九州市監査公表第13号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中 野 正 信
同	梅 田 久 和
同	鷹 木 研一郎
同	大久保 無 我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
財政援助団体等監査
- 2 措置を講じた団体
公立大学法人北九州市立大学
- 3 監査の期間
令和7年7月4日から令和8年1月29日まで
- 4 監査公表の時期
令和8年2月20日（令和8年監査公表第4号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 公立大学法人北九州市立大学

監 査 の 結 果	措 置 状 況
(ア) <u>契約事務について</u> 令和6年度の北方キャンパス学内除草業務委託について、別の業務委託である北九州市立大学北方キャンパス屋外清掃業務委託におけるオープンキャンパス行事前の除草業務と、同一時期かつ同一場所で実施されているものがあつた。委託契約に際しては、業務が重複しないよう仕様書の内容を精査すべきである。 市立大学会計規則では、予算責任者は予算の適正な執行に努めなければならないと規定している。また、市立大学契約規程では、予定価格は仕様書、設計書、取引の実例価格、市場調査等を考慮して適正に定めなければならないと規定しており、この規程に定めのない事項については市の例によるとしている。さらに、市技術監理局が定めた市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないこと、予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に積算を行うことを規定している。適正な事務処理をされたい。	本委託業務については、今回の指摘を受ける前の令和7年度契約から、仕様書の草刈りの場所・範囲・頻度を明確にし、令和6年度まで曖昧だった仕様を詳細に定めるといった見直しを行っていた。 加えて、その仕様に基づき、より適正な予定価格の積算を行っていたところである。 なお、令和7年度中に本件の他に、草刈り・除草業務の委託は行っていない。 今回の指摘を受け、 ①令和8年2月に、仕様書に定めた草刈りの範囲・考え方について、改めて関係職員に周知し、指摘の内容について、マニュアルにも追記した。 ②令和8年度契約においても、更に仕様書を見直し、専門業者が行うような重機等を使用する大規模な作業については、本業務の対象外であることを明確化した。